

株式会社西日本住宅評価センター
住宅性能評価業務規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 評価の業務の実施体制等
- 第3章 設計住宅性能評価の実施方法
- 第4章 新築住宅に係る建設住宅性能評価の実施方法
- 第5章 既存住宅に係る建設住宅性能評価の実施方法
- 第6章 評価料等
- 第7章 雑則

平成20年3月25日 制定

住宅性能評価業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この評価業務規程（以下「本規程」という。）は、(株)西日本住宅評価センター（以下「センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う住宅性能評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項及び第2項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 センターは、法、これに基づく命令及び告示によるほか本規程に基づき評価の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務の範囲)

第3条 センターの行う住宅性能評価の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 設計住宅性能評価
- 二 新築住宅に係る建設住宅性能評価
- 三 既存住宅に係る建設住宅性能評価

2 前項の住宅性能評価の対象とする住宅の種別は次に掲げるものとし、住宅の種類は一戸建ての住宅及び共同住宅等とする。

- 一 建築士法第3条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物である住宅
- 二 建築士法第3条の2第1項各号に掲げる建築物である住宅（前号に掲げる住宅を除く。）
- 三 前2号に掲げる住宅以外の住宅

3 センターは、センターの役員、職員（評価員を含む。）が自ら申請を行った住宅及び代理人として申請を行った住宅並びに自ら設計、販売（販売代理、媒介を含む。）建設工事若しくは工事監理に関する業務を行った住宅に係る評価の業務は行わない。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第4条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時40分までとする。

2 評価の業務の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 土曜日（第5条第一号、第四号、第五号、第七号、第八号及び第九号の事務所に限る。但し、第三号については第一又は第二土曜日でセンターが定める日）及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

- 三 12月29日から翌年の1月4日まで
 - 四 その他センターが定める日
- 3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第5条 事務所の所在地は次のとおりとする。

- 一 本社 大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
- 二 設計評価センター・大阪支店
大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号
- 三 名古屋支店 愛知県名古屋市中区栄二丁目3番31号
- 四 神戸支店 兵庫県神戸市中央区京町75番1
- 五 京都支店 京都府京都市中京区御池通間之町東入高宮町206
- 六 福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目3番23号
- 七 岡山支店 岡山県岡山市北区下石井二丁目1番18号
- 八 松山事務所 愛媛県松山市宮田町108番地
- 九 広島支店 広島県広島市中区本川町二丁目6番5号

(評価の業務を行う区域)

第6条 設計住宅性能評価を行う業務区域は、日本全域とする。

- 2 建設住宅性能評価を行う業務区域は、富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県とする。

第2章 評価の業務の実施体制等

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第7条 センターは、評価の業務に従事する職員（第9条第1項の規定により配置する評価員を含む。）を事務所（第5条の事務所をいう。以下同じ。）に4名（第5条第八号の事務所は2名）以上配置する。

- 2 センターは、法第9条第1項第3号に規定する専任の管理者を置く。
- 3 前項の専任の管理者は、センターの評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のために、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。
- 4 センターは、評価員又は役員もしくは職員以外の者に評価の業務を行わせてはならない。
- 5 センターは、評価員及び評価員以外で評価の業務に従事する職員（以下、本章において「評価員等」という。）に、その者が役員、職員である企業、団体等（過去2年間に役員、職員

であった場合を含む。)が申請又は代理申請をした住宅、及び設計、販売(販売代理、媒介を含む。)建設工事若しくは工事監理に関する業務を行った住宅に係る評価の業務を行わせてはならない。

- 6 評価員等は、前項に規定する住宅に係る評価の業務を行ってはならない。また、評価の業務を行うに際しては、公正かつ適確にこれを実施しなければならない。

(評価員の選任)

第8条 センターは、評価の業務を実施させるため、法別表各号の中欄に掲げる者に該当する者で、登録講習機関が行う講習の課程を修了した職員のうちから評価員を選任する。

- 2 センターは、前項の職員である評価員以外に、法別表各号の中欄に掲げる者に該当する者で、登録講習機関が行う講習の課程を修了した者を評価員として選任し、評価の業務を委託することができる。

(評価員の配置等)

第9条 センターは、前条第1項により選任した評価員を事務所ごとに法別表の各号下欄に掲げる数の合計の数以上かつ2名以上配置する。

- 2 前項の評価員の人数は、毎年度見直しを行う。

(評価員の解任)

第10条 センターは、選任した評価員が次のいずれかに該当することとなった場合は、その評価員を解任しなければならない。

- 一 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(評価員等の教育)

第11条 センターは、評価員等の資質の維持、向上を図るため教育研修計画を定め、その体系的、持続的な実施を図るものとする。

- 2 センターは、評価員等を対象とする定期研修会を少なくとも年1回開催する他、必要に応じて臨時の研修会を実施する。
- 3 センターは、関係法令の改正等に際しては評価員に登録講習機関等の講習を受講させるとともに、評価員等に対し評価の業務に支障をきたさない範囲において評価の業務に資する社外講習会等に参加できる機会を与えるよう努めなければならない。
- 4 評価員等は、前2項に定める研修に参加する他、積極的に自己啓発に努めなければならない。

(評価員等の身分証の携帯)

第12条 評価員等が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第1の様式による。

(秘密保持義務)

第13条 センターの役員、職員及び評価員は、在職中のみならず退職後であっても、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第3章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第14条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- 一 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- 二 平成12年建設省告示第1660号に定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- 三 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあたっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し変更設計住宅性能評価申請書、前項第二号及び第三号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前2項の規定により提出する図書（以下「設計評価提出図書」という。）は、あらかじめセンターと協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。この場合、前2項の部数の規定は適用しない。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第15条 センターは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- 一 申請に係る住宅が、第3条第3項に該当する住宅でないこと。
- 二 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- 三 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

四 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 センターは、前項の審査により同項第二号から第四号に該当しないと認める場合は、その補正を求める。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合は、センターは、受理できない理由を明らかにするとともに申請者に当該設計評価提出図書を返却する。

4 センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合は申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは設計住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記する。

一 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

二 申請者の協力義務に関する事項として、申請者はセンターの求めに応じ設計住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供しなければならないこと。

三 評価料等に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 評価料等の額に関すること。

ロ 評価料等の支払期日に関すること。

ハ 評価料等の支払方法に関すること。

四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上期日を変更できること。

五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

イ 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合は元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

ロ 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまではセンターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

ハ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料等が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合は、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

ホ センターは、イ、ロ及びニの規定により契約を解除した場合は、一定額の評価料等の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

六 センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

イ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

- ロ 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - ハ 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合は、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 第4項の引受承諾書の交付は、前条第3項による申請の場合にあつては電子情報処理組織にて行うことができる。この場合、第5項の事項の一部については、電子情報処理組織の画面に表示できるものとする。

(設計住宅性能評価)

第16条 センターは、前条の規定により設計住宅性能評価申請を受理した場合は、設計評価提出図書により評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下同じ。）に従って、遅滞なく評価員に住宅性能評価を実施させるものとする。

- 2 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認めるときは、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 4 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合は、センターはその是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取下げ)

第17条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合、センターは設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出書類を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

第18条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合は、その旨及び変更の内容をセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならないものとする。

(設計住宅性能評価書の交付)

第19条 センターは、設計住宅性能評価が終了した場合は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく設計住宅性能評価書を交付しなければならない。

- 一 設計評価提出図書に形式上に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

- 二 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認められるとき。
 - 四 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 五 評価料等が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別記第2に定める方法による。
 - 3 センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合は、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面にて通知する。
 - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付は、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 新築住宅に係る建設住宅性能評価の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

- 第20条 新築住宅に係る建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- 一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - 二 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し（ただし、センターにおいて設計住宅性能評価を行っている場合は除く。）
 - 三 施工状況報告書の様式
 - 四 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、センターに対し、変更建設住宅性能評価申請書、前項第2号、第3号及び第4号に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 申請者は、前2項に係わらず建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により提出する図書（以下「建設評価提出図書」という。）は、あらかじめセンターと協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクによることができる。この場合、第1項および第2項の部数の規定は適用しない。
- 5 第1項の申請は、評価方法基準に規定された最初の検査の後の工程に係る工事を開始するまでに行わなければならないものとする

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

- 第21条 センターは、建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項につ

いて審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- 一 申請に係る住宅が、第3条第3項に該当する住宅でないこと。
 - 二 申請に係る住宅の建設地が、第6条第2項に規定する区域であること。
 - 三 形式上の不備がないこと。
 - 四 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 五 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合は、その補正を求める。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合は、センターは受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返却する。
- 4 センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合は申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者とセンターは建設住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。
- 一 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 申請者は、センターの求めに応じ建設住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供すること。
 - ロ 申請者は、センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること
 - 三 評価料等に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 評価料等の額に関すること。
 - ロ 評価料等の支払期日に関すること。
 - ハ 評価料等の支払方法に関すること。
 - 四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上期日を変更できること。
 - ハ 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをセンターに提示しないときは、業務期日を延期することができること。
 - 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合は元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - ロ 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまではセンターに書面をもって通知す

ることにより当該契約を解除できること。

- ハ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ニ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料等が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ホ センターは、イ、ロ及びニの規定により契約を解除した場合は、一定額の評価料等の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- 六 センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- イ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - ロ 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - ハ 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合は、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

6 第4項の引受承諾書の交付は、前条第3項による申請の場合にあつては電子情報処理組織にて行うことができる。この場合、第5項の事項の一部については、電子情報処理組織の画面に表示できるものとする。

(建設住宅性能評価)

第22条 センターは、前条の規定により建設住宅性能評価申請を受理した場合は、建設評価提出図書、第23条第3項に規定する施工状況報告書及び同条第4項に規定する図書等をもって、評価方法基準に従い遅滞なく評価員に実地の検査により、建設住宅性能評価を実施させるものとする。

- 2 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認めるときは、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 3 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 4 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、センターは、その是正が図られるか又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る検査)

第23条 申請者は、センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を

受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をセンターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 センターは、検査を行ったときは遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

第24条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届出書をセンターに提出するものとする。

- 2 前項の場合、センターは建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出書類を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

第25条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合は、その旨及び変更の内容についてセンターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合、センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

第26条 センターは、新築住宅に係る建設住宅性能評価が終了した場合は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく建設住宅性能評価書を交付しなければならない。

- 一 建設評価提出図書に形式上に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - 二 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認められるとき。
 - 四 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りではない。
 - 五 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 六 評価料等が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第19条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

- 3 センターは、第1項各号に該当するために建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合は、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第5章 既存住宅に係る建設住宅性能評価の実施方法

(既存住宅性能評価の申請)

第27条 既存住宅に係る建設住宅性能評価（以下、この章において「既存住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、センターに対し、次の各号に掲げる図書（以下「既存住宅評価提出図書」という。）を2部提出しなければならないものとする。

- 一 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
- 二 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
- 三 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
- 四 評価方法基準第4-3(1)イ後段の規定を適用する場合にあっては、指定住宅性能評価機関又は登録住宅性能評価機関が行った「現況検査により認められる劣化等の状況」の評価結果を記載した書類
- 五 評価方法基準第4-3(1)ロの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第15条第1号ロ(1)又はハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 六 センターが評価の業務の遂行上特に必要と判断し、その提出について申請者の同意の得られた図書等

2 第20条第4項の規定は、既存住宅評価提出図書について準用する。

(既存住宅性能評価の受理及び契約)

第28条 センターは、既存住宅性能評価の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、当該既存住宅評価提出図書を受理する。

- 一 申請に係る住宅が、第3条第3項に該当する住宅でないこと。
 - 二 申請に係る住宅の建設地が、第6条第2項に規定する区域であること。
 - 三 形式上の不備がないこと。
 - 四 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 五 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 センターは、前項の審査により既存住宅評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合は、その補正を求める。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合は、センターは受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該既存住宅評価提出図書を返還する。

- 4 センターは、既存住宅性能評価の申請を受理した場合は申請者に引受承諾書を交付する。
この場合、申請者とセンターは既存住宅性能評価に係る契約を締結したものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記する。
 - 一 既存住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - 二 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 申請者は、センターの求めに応じ既存住宅性能評価のために必要な情報をセンターに提供すること。
 - ロ 申請者は、センターの評価員が既存住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地に立ち入ることに協力すること
 - 三 評価料等に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 評価料等の額に関すること。
 - ロ 評価料等の支払期日に関すること。
 - ハ 評価料等の支払方法に関すること。
 - 四 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 現況検査・評価書を交付し、又は現況検査・評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - ロ 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上期日を変更できること。
 - 五 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 申請者は、現況検査・評価書が交付されるまではセンターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - ロ 申請者は、センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のセンターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料等の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - ハ センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料等が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - ニ センターは、イ及びハの規定により契約を解除した場合は、一定額の評価料等の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - 六 センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - イ 当該契約が、既存住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - ロ 当該契約が、既存住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - ハ 既存住宅評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な既存住宅性能評価を行うことができなかつた場合は、既存住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(既存住宅性能評価)

- 第 29 条 センターは、前条の規定により既存住宅性能評価申請を受理した場合は、既存住宅評価提出図書及び必要に応じて作成する図書をもって、評価方法基準及び平成 14 年国土交通大臣告示第 731 号に従い、遅滞なく評価員（登録講習機関で既存住宅に関する講習を受講し、修了した者に限る。）に実地の検査により、建設住宅性能評価を実施させるものとする。
- 2 評価員は、既存住宅性能評価の検査実施後、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、既存住宅性能評価を一時中断し、補修等実施後に再検査を行う。

(既存住宅性能評価の申請の取下げ)

第 30 条 第 24 条の規定は、既存住宅性能評価申請について準用する。

(現況検査・評価書の交付)

- 第 31 条 センターは、既存住宅性能評価が終了した場合は、次の各号に掲げる場合を除き、遅滞なく現況検査・評価書を交付しなければならない。
- 一 既存住宅評価提出図書に形式上に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - 二 既存住宅評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - 三 既存住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他センターに帰することのできない事由により、既存住宅性能評価を行えなかったとき。
 - 四 評価料等が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 19 条第 2 項の規定は、現況検査・評価書の交付番号について準用する。
- 3 センターは、第 1 項各号に該当するために現況検査・評価書を交付しないこととした場合は、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 第 26 条第 4 項の規定は、現況検査・評価書について準用する。

第 6 章 評価料等

(評価料等)

- 第 32 条 住宅性能評価の評価料等は、次の各号による。
- 一 設計住宅性能評価及び新築住宅に係る建設住宅性能評価料 別表第 1 から別表 3 までに掲げる金額
 - 二 既存住宅に係る建設住宅性能評価料 別表 4 及び別表 5 に掲げる金額
 - 三 既存住宅における特定現況検査料 別表 6 に掲げる金額
 - 四 室内空気中の化学物質濃度測定料 別表 7 に掲げる金額
 - 五 既存住宅の石綿含有建材の含有率測定及び室内空気中の石綿粉じん濃度測定料 別表 8 に掲げる金額

- 六 第 14 条第 2 項に定める変更設計住宅性能評価料 別表 9 に掲げる金額
- 七 第 20 条第 2 項に定める変更建設住宅性能評価料 別表 10 に掲げる金額
- 八 建設住宅性能評価において申請者の求めによって行う再検査又は追加検査料
別表 11 に掲げる金額
- 九 住宅性能評価書の再交付手数料 別表 12 に掲げる金額
- 十 電子情報処理組織を使用して設計住宅性能評価書を交付する場合において申請者の求めによって行う「設計評価提出図書」の複写・製本料 別表 13 に掲げる金額

(評価料等の減額等)

第 33 条 前条の評価料等は、次に掲げる場合に減額することができる。

- 一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価である場合。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
 - 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価である場合。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
 - 三 設計住宅性能評価とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認を行う場合。
 - 四 建設住宅性能評価とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査を行う場合。
 - 五 センターが定める期間内あるいは特定地域において、一定回数以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、評価の業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合。
 - 六 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、評価の業務を効率的に実施できるとセンターが判断した場合。
 - 七 あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請がある場合。
 - 八 住宅性能評価とともに、適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構法第 13 条に基づく工事審査で、住宅が住宅金融支援機構の定める基準に適合することを証明する業務。）、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査等、法第 7 条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務（BELS）およびその他これらに類する業務を行う場合。
 - 九 一団の住宅地等において、評価の業務の合理化が図れるとセンターが判断した場合。
 - 十 住宅性能評価の業務について、年間契約等をする場合。
 - 十一 第 14 条第 3 項、第 20 条第 4 項及び第 27 条第 3 項の規定による電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクによる申請である場合。
- 2 センター以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件の建設住宅性能評価の評価は、その内容に応じて割増することができる。
- 3 建設住宅性能評価において、遠距離、離島等の場合には交通費（実費）を請求することができる。

(評価料等の収納)

第 34 条 申請者は、前 2 条に定める評価料等を銀行振込により納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料等の返還)

第 35 条 第 17 条、第 24 条及び第 30 条の規定により申請の取り下げがあった場合は、業務の進捗度に応じて収納した評価料を返還する。

(負担金の納付)

第 36 条 センターは、法第 87 条の規定により住宅紛争処理支援センターに負担金を納付する。

第 7 章 雑則

(登録の区分等の掲示)

第 37 条 センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他の事項を、各事務所の公衆に見やすい場所に掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 38 条 センターは、本業務規程を各事務所で営業時間内に公衆の閲覧に供するとともに、センターホームページ (<http://www.whec.co.jp/>) において公表する。

(帳簿及び書類の保存)

第 39 条 法第 19 条第 1 項に定める帳簿は、原則として電子計算機に備えられたファイルに記載することとし、その保存期間は評価の業務の全部を廃止するまでとする。

2 法第 19 条第 2 項に定める書類は、次の各号に掲げる住宅性能評価に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとし、その保存期間は、第一号にあっては設計住宅性能評価書を交付してから五年間、第二号および第三号にあっては建設住宅性能評価書を交付してから二十年間とする。

- 一 設計住宅性能評価 設計住宅性能評価申請書及びその添付書類
- 二 新築住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、第 23 条第 3 項に規定する施工状況報告書、同条第 5 項に規定する検査報告書並びに同条第 4 項の図書その他住宅性能評価に要した所定の書類
- 三 既存住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びに建設住宅性能評価の実施の必要に応じて作成した平面図等の図面及びその他の図書

3 前項各号に掲げる文書の保存は、審査中にあっては審査のため特に必要のある場合を除き

事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカーでの保管等、秘密の保持に支障のない方法で行う。

- 4 前2項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第40条 センターは、毎年6月末までに当該事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、5年間事務所に備えて置く。

- 2 センターは、利害関係人から前項の閲覧若しくは謄写の請求、謄本若しくは抄本の請求があった場合は、これに応じる。但し、書面による提供の場合、請求者は1件につき1,000円(消費税別)を支払わなければならない。

(個人情報等の保護)

第41条 センターは、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って個人情報等を取扱い、また必要な措置を講ずる。

- 2 第15条第5項、第21条5項及び第28条第5項の書面には、申請者から提供を受けた個人情報について、その利用目的及び第三者への提供に関する事項を記載する。
- 3 電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、個人情報等の保護に係る措置については別の定めによる。

(損害賠償保険への加入)

第42条 センターは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約(保険金額年間3,000万円以上で地震その他の自然現象によって明らかとなった瑕疵についての保証が免責となっていないもの)を締結する。

附則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

改定履歴：平成21年3月2日改定

平成21年7月31日改定

平成22年3月16日改定

平成22年5月14日改定

平成22年6月1日改定

平成23年2月12日改定

平成23年4月1日改定

平成24年4月1日改定

平成24年11月12日改定

平成25年3月15日改定

平成 25 年 7 月 1 日改定
平成 26 年 2 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 5 月 1 日改定
平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 27 年 12 月 25 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 8 月 1 日改定

別表1 新築住宅（一戸建ての住宅及び一部の共同住宅等 ※1）の評価料

表 1-1 選択1分野以上

(消費税別)

延床面積	区 分	設計評価料	建設評価料		合計
			検査回数		
200 m ² 以内	製造者認証	36,000 円	2 回	64,000 円	100,000 円
		38,000 円	3 回	79,000 円	117,000 円
	型式認定等	38,000 円	4 回	94,000 円	132,000 円
	その他一般工法	62,000 円	4 回	94,000 円	156,000 円
200 m ² 超え 1000 m ² 以内	製造者認証	42,000 円	2 回	78,000 円	120,000 円
		44,000 円	3 回	93,000 円	137,000 円
	型式認定等	44,000 円	4 回	108,000 円	152,000 円
	その他一般工法	68,000 円	4 回	108,000 円	176,000 円

表 1-2 必須のみ

(消費税別)

延床面積	区 分	設計評価料	建設評価料		合計
			検査回数		
200 m ² 以内	製造者認証	30,000 円	2 回	61,000 円	91,000 円
		32,000 円	3 回	76,000 円	108,000 円
	型式認定等	32,000 円	4 回	91,000 円	123,000 円
	その他一般工法	54,000 円	4 回	91,000 円	145,000 円
200 m ² 超え 1000 m ² 以内	製造者認証	36,000 円	2 回	75,000 円	111,000 円
		38,000 円	3 回	90,000 円	128,000 円
	型式認定等	38,000 円	4 回	105,000 円	143,000 円
	その他一般工法	60,000 円	4 回	105,000 円	165,000 円

備考:1)5-2 一次エネルギー消費量が含まれる場合は、上表の設計・建設評価料共 3,000 円を加算する。

2) 液状化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料に 2,000 円を加算する。

3) 上表記載の検査回数を超える物件については、設計評価料は上表と同額、建設評価料は検査回数 N に対し延床面積に応じて次式で算定した額。

$$200 \text{ m}^2 \text{ 以内} \dots\dots\dots \text{建設評価料} = 20,000 \times N \text{ 円} + 34,000 \text{ 円}$$

$$200 \text{ m}^2 \text{ 超え } 1000 \text{ m}^2 \text{ 以内} \dots\dots\dots \text{建設評価料} = 20,000 \times N \text{ 円} + 48,000 \text{ 円}$$

※1 一部の共同住宅等とは、他住戸のない共同住宅等をいう。

別表2 新築住宅（分譲マンションを除く 1000 m²以内の共同住宅 ※2）の評価料

表 2-1 選択1 分野以上

(消費税別)

延床面積	区 分	設計評価料	建設評価料		合計
			検査回数		
200 m ² 以内	製造者認証	36,000 円	2 回	64,000 円	100,000 円
		38,000 円	3 回	79,000 円	117,000 円
	型式認定等	38,000 円	4 回	94,000 円	132,000 円
	その他一般工法	62,000 円	4 回	94,000 円	156,000 円
200 m ² を超え 1000 m ² 以内 ※3	製造者認証	42,000 円	2 回	78,000 円	120,000 円
		44,000 円	3 回	93,000 円	137,000 円
	型式認定等	44,000 円	4 回	108,000 円	152,000 円
	その他一般工法※3	142,000 円	4～6 回	174,000 円	316,000 円
評価戸数(M) 加算	検査 2 回	(M-1) × 5,000 円	(M-1) × 9,000 円		(M-1) × 14,000 円
	検査 3 回以上	(M-1) × 6,000 円	(M-1) × 9,000 円		(M-1) × 15,000 円

表 2-2 必須のみ

(消費税別)

延床面積	区 分	設計評価料	建設評価料		合計
			検査回数		
200 m ² 以内	製造者認証	30,000 円	2 回	61,000 円	91,000 円
		32,000 円	3 回	76,000 円	108,000 円
	型式認定等	32,000 円	4 回	91,000 円	123,000 円
	その他一般工法	54,000 円	4 回	91,000 円	145,000 円
200 m ² を超え 1000 m ² 以内 ※3	製造者認証	36,000 円	2 回	75,000 円	111,000 円
		38,000 円	3 回	90,000 円	128,000 円
	型式認定等	38,000 円	4 回	105,000 円	143,000 円
	その他一般工法※3	123,000 円	4～6 回	171,000 円	294,000 円
評価戸数(M) 加算	検査 2 回	(M-1) × 3,000 円	(M-1) × 6,000 円		(M-1) × 9,000 円
	検査 3 回以上	(M-1) × 4,000 円	(M-1) × 6,000 円		(M-1) × 10,000 円

備考:1) 5-2 一次エネルギー消費量が含まれる場合は、上表の設計・建設評価料共 3,000 円を加算する。

戸数加算については、設計・建設評価料とも (M-1) × 2,000 円を加算する。

2) 液状化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料に 2,000 円を加算する。

3) 上表記載の検査回数を超える物件については、設計評価料は上表と同額、建設評価料は検査回数 N に対し延床面積に応じて次式で算定した額。

200 m²以内 建設評価料 = 20,000 × N 円 + 34,000 円

200 m²を超え 1000 m²以内 建設評価料 = 別途見積もりとする。

※2 共同住宅とは、他住戸のある共同住宅等をいう。

※3 500 m²を超え 1000 m²以内の「その他の一般工法」の評価料は、別表 2 によらず別表 3-2 の定めによる。

別表3 新築住宅(分譲マンション、500㎡を超える一般工法の共同住宅及び1000㎡を超える共同住宅等)の評価料

表 3-1 分譲マンション及び一般工法を除く 1000㎡を超える共同住宅等 (消費税別)

設計評価料	S : 評価対象住棟の延床面積 (建築基準法に定める延床面積) から 1000㎡を減じ、100㎡で除し、小数点以下を切り捨てた数値 M : 評価戸数
$S \times (A) + (B) + M \times 6,000$ 円	
建設評価料	N : 検査回数 (3階以下でN=4、4~9階でN=5、以降7階毎にNは1ずつ増加する。尚、階数は地階を含んで計算する。) A、B : 延床面積毎に、下表にて定める数値
$N \times (B) + M \times 10,000$ 円	

延床面積毎のA、Bの値

延床面積	A	B
1000㎡超え 2000㎡以内	10,000円	140,000円
2000㎡超え 3000㎡以内	10,000円	150,000円
3000㎡超え 5000㎡以内	10,000円	170,000円
5000㎡超え 7000㎡以内	10,000円	190,000円
7000㎡超え 10000㎡以内	10,000円	220,000円
10000㎡超え 50000㎡以内	10,000円	250,000円

表 3-2 分譲マンション及び500㎡を超える一般工法の共同住宅等 (消費税別)

設計評価料	$300,000$ 円 + $\sqrt{M} \times 100,000$ 円 + $S \times 5,000$ 円
建設評価料	$200,000$ 円 + $\sqrt{M} \times 100,000$ 円 + $N \times (40,000$ 円 + $S \times 500$ 円)

(\sqrt{M} : 小数点第3位以下切捨て。M、S、Nは別表3-1に同じ)

備考 : 1) 音環境評価手数料は、設計評価料について別表3-1では(M×2,000円)、別表3-2においては(50,000円+M×2,000円)を別途加算。

2) 必須項目のみの場合は、設計・建設評価料共(M×3,000円)を減額するものとする。

3) 液化化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料に2,000円を加算する。

別表4 既存住宅（一戸建ての住宅）の評価料

(消費税別)

	A. 新築時の建設評価書等有る場合			B. 新築時の建設評価書等が無い場合		
	基本料	性能項目評価料		基本料	性能項目評価料	
200 m ² 以下	60,000 円	構造	30,000 円	114,000 円	構造	45,000 円
		温熱	25,000 円 (温熱 5-1 のみ:15,000 円)		温熱	37,500 円 (温熱 5-1 のみ:22,500 円)
		高齢者	10,000 円		高齢者	15,000 円
		他一式	25,000 円		他一式	45,000 円
200 m ² 超	70,000 円	構造	30,000 円	124,000 円	構造	45,000 円
		温熱	25,000 円 (温熱 5-1 のみ:15,000 円)		温熱	37,500 円 (温熱 5-1 のみ:22,500 円)
		高齢者	10,000 円		高齢者	15,000 円
		他一式	25,000 円		他一式	45,000 円

備考：1) 基本料に含まれるものは、「基本事項」「現況検査」「設備に関する基本事項」の評価料。

2) 性能項目評価料は選択項目で、「他一式」とは「構造」「温熱」「高齢者配慮」以外の性能項目全てをさす。評価不要項目があっても1項目でも評価項目があれば、この料金が適用となる。

3) 評価のための必要性から、床下・小屋裏等への出入り等ための工事等が必要となった場合で、その依頼を受けたときは、その費用は別途となる。

4) 新築時に性能評価（設計・建設）を当社で受けている場合は、上表Aの手数料から更に20%減額する。

5) 上表に関わらず、審査及び検査等が省力化できるとセンターが判断した場合、減額できる。

6) 液状化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料に2,000円を加算する。

7) 設計図書等が揃っていない場合は、設計図書等作成費は別途となる。

別表5 既存住宅（共同住宅等）の評価料

(消費税別)

		A. 新築時の建設評価書等有る場合		B. 新築時の建設評価書等が無い場合			
		基本料	性能項目評価料	基本料	性能項目評価料		
専用部		30,000 円/戸	温熱	15,000 円/戸 (温熱 5-1 のみ : 10,000 円/戸)	44,000 円/戸	温熱	22,500 円/戸 (温熱 5-1 のみ : 15,000 円/戸)
			高齢者	5,000 円/戸		高齢者	10,000 円/戸
			他一式	15,000 円/戸		他一式	30,000 円/戸
共用部 (Mは総戸 数/棟)	M : 50 戸以下	150,000 円 /棟	75,000 円/棟	200,000 円 /棟	100,000 円/棟		
	M : 50 戸超	3,000 × M円 /棟	1,500 × M円/棟	4,000 × M円 /棟	2,000 × M円/棟		

備考：1) 基本料に含まれるものは、「基本事項」「現況検査」「設備に関する基本事項」の評価料。

火災報知器の点検費は含まれない。

2) 評価のための必要性から、床下・小屋裏等への出入り等ための工事等が必要となった場合で、その依頼を受けたときは、その費用は別途となる。

3) 新築時に性能評価（設計・建設）を当社で受けている場合は、上表Aの料金から更に20%減額する。

4) 上表に関わらず、工業化住宅の低層アパート等で審査および検査等が省力化できるとセンターが判断した場合、減額できる。

5) 液状化情報提供を希望する場合は、上表の当該設計・建設評価料に2,000円を加算する。

6) 設計図書等が揃っていない場合は、設計図書等作成費は別途となる。

別表6 既存住宅の特定現況検査料

(消費税別)

調査項目	検査料
蟻害調査	40,000 円/戸
腐朽調査	40,000 円/戸
蟻害・腐朽調査	60,000 円/戸

別表7 室内空気中の化学物質濃度測定料

(消費税別)

評価方法	測定対象化学物質	測定料
アクティブ方式	ホルムアルデヒドのみ	100,000 円/戸
	ホルムアルデヒド及びVOC4種	140,000 円/戸
パッシブ方式	ホルムアルデヒドのみ	65,000 円/戸
	ホルムアルデヒド及びVOC4種	85,000 円/戸

備考：1) 一戸建ての住宅の場合の測定料であり、共同住宅等又は複数住戸の場合は別途。

2) VOC4種とはトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを指す。

3) アクティブ方式は国土交通省告示の標準測定方式による測定。

4) パッシブ方式はパッシブ型採取機器による告示代替方式による測定。

5) 測定環境の設定（住戸窓の開放閉鎖、設備機器の稼働等）作業は申請者とし、評価員が立ち会い確認する。

別表8 既存住宅の石綿含有建材の含有率測定及び室内空気中の石綿粉じん濃度測定料

表 8-1 既存住宅の石綿含有建材の含有率測定料

(消費税別)

測定料	測定対象建材	採取検体数
150,000 円 + 106,000 × n 円 (n : 測定対象建材の数)	① 吹き付け石綿 ② 吹き付けロックウール ③ ①及び②以外で申請者が測定を希望した建材	1 測定対象建材につき 3 検体

備考：1) 検体採取（吹き付け材では 10 cm²程度、板材では 100 cm²程度のもの）後の復旧、補修等は申請者負担とし、測定料には含まない。

2) 検体採取に際して必要となる場合の、天井等の仕上げ等の一部を剥がす作業、高所作業での足場設置等及びこれらの復旧、補修等は申請者負担とし、測定料には含まない。

表 8-2 既存住宅の室内空気中の石綿粉じん濃度測定料

(消費税別)

測定料	採取試料数
50,000 円 + 210,000 × n 円 (n : 測定対象居室等の数)	1 測定対象居室等につき 2 試料

別表 9 変更設計住宅性能評価料

(消費税別)

		比較的軽微な変更※1		設計変更が「構造の安定に関すること」もしくは「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」に係る場合等、比較的大きな変更の場合
		変更に係る性能項目が1項目	変更に係る性能項目が2項目以上	
一戸建ての住宅		5,000 円/戸	10,000 円/戸	個別に算定
共同住宅等 ※2	延床面積 1,000 m ² 以下	5,000 円/戸	10,000 円/戸	
	延床面積 1,000 m ² 超	5,000 円/戸		
分譲マンション及び 500 m ² を超える一般工法の共同住宅等		設計住宅性能評価料の半額		

※1 希望する性能表示事項が増加する場合は、別表 1～3 に定める料金に生じる差額を加算する。

※2 500 m²を超える一般工法の共同住宅等及び分譲マンションを除く。

別表 10 変更建設住宅性能評価料

(消費税別)

		現場検査を伴わない場合※	現場検査を伴う場合※
一戸建ての住宅		5,000 円/戸	25,000 円/戸
共同住宅等	延床面積 200 m ² 以下	5,000 円/戸	5,000 円/戸+20,000 円/棟
	200 m ² 超 1,000 m ² 以下	5,000 円/戸	5,000 円/戸+25,000 円/棟
	1,000 m ² 超	5,000 円/戸	5,000 円/戸+30,000 円/棟

※希望する性能表示事項が増加する場合は、別表 1～3 に定める料金に生じる差額を加算する。

別表 11 再検査又は追加検査料

(消費税別)

延床面積	再検査又は追加検査料 (一回につき)
200 m ² 以下	20,000 円
200 m ² 超 1,000 m ² 以下	20,000 円 (共同住宅は別途見積り)
1,000 m ² 超	別途見積り

備考：申請者の求めによって行う再検査又は追加検査の場合に限る。

別表 12 住宅性能評価書再交付手数料

(消費税別)

分類	料金
一戸建ての住宅及び共同住宅等	3,000 円/通

別表 1 3 設計評価提出図書の複写・製本料

(消費税別)

分類	料 金 (m=部数)
構造計算書がない場合	2,000 円 + (m - 1) 1,000 円
構造計算書を伴う場合	4,000 円 + (m - 1) 2,400 円

備考：1) 電子情報処理組織を使用して設計住宅性能評価書を交付する場合において申請者の求めによって行う場合に限る。

2) 一戸建ての住宅の場合に限る。共同住宅等の場合は別途見積もりとする。

別記第 1 評価員等の身分証 (様式例)

○○○○

身分証

写真

住宅性能評価員
氏 名 ○ ○ ◇ ◇
 平成○○年○月○日
 上記の者は当社の社員であることを証明する

株式会社 西日本住宅評価センター

社印

別記第 2 交付番号

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表す。

0 3 9 — ○ ○ — ○ ○ ○ ○ — ○ — ○ — ○ ○ ○ ○ ○ ○

1～3桁目	センター固有の番号 (0 3 9)
4～5桁目	0 2 : 大阪支店 0 4 : 名古屋支店 0 5 : 京都支店 0 6 : 神戸支店 0 7 : 福岡支店 0 9 : 岡山支店 1 2 : 松山事務所 1 4 : 広島支店 9 8 : 設計評価センター
6～9桁目	西暦
10桁目	1 : 設計住宅性能評価 2 : 建設住宅性能評価 (新築住宅) 3 : 建設住宅性能評価 (既存住宅)
11桁目	1 : 一戸建ての住宅 2 : 共同住宅等
12～16桁目	通し番号 (11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付す。)